

「地域共生・地域裨益型再エネ発電事業（重点対策加速化事業分）」

公募型プロポーザルに対する質問への回答【F社】

NO	質問事項	質問事項の内容	回答内容
1	設置可能エリアの伐採・切土盛土について	敷地の使い方について、林小班がかかっているエリアがほとんどと思われるため、伐採の許認可について問題ないと認識してよろしいでしょうか？また、造成については貸出範囲内で切土盛土をせず施工できる範囲を設置可能エリアとした方がよいでしょうか？	樹木の伐採についての制限は設けておりませんが、事業において必要な範囲のみ行うものとし、過度な伐採は認めない場合があります。森林法の適用範囲については、林地開発許可が必要になる場合がありますので、事業者が確認を行ったうえで提案してください。 参考「ほっかいどう森まっぷ (https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srk/80538.html)」 詳細につきましては、市緑地公園課緑化係に直接お問い合わせください。 また、事業区域の範囲によっては「苫小牧市自然環境保全条例」に基づき、緑化保全のための開発行為の届出が必要となる場合がありますので、詳細は市環境生活課自然保護担当までお問合せください。 切土・盛土を伴う造成につきましては、「宅地造成及び特定盛土等規制法」などの関係法令を遵守したうえで、提案いただくことは可能です。詳細は道の所管部署にお問い合わせください。 また、文化財保護法における埋蔵文化財包蔵地が所在す

			る可能性がある場合がありますので、詳細は市美術博物館にお問い合わせください。 (https://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/hakubutsukan/)
2	地域への説明について	地域住民の説明会について、近隣住民情報や説明方法について明示していただけるのでしょうか？	「苫小牧市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」 第 11 条を遵守し、事業者が主体となり説明会を実施することとしますが、近隣住民の情報提供など市も共に対応していきたいと考えております。 〈市 HP「苫小牧市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（再エネ条例）」〉 (https://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shizen/kankyohozen/zerocarbon/saienejourei.html)
3	管理用道路の敷設について	パネル設置エリアへの進入道確保について、既存の進入道路以外管理として必要になった場合 PPA 事業者にて敷設することは問題ないでしょうか？	貸付物件内における道路の敷設については可能ですが、その範囲も含めて借受を行ってください。 また、貸付用地への車両侵入に必要な取付道路等の新設にあたっては市維持課許認可係に申請いただくことができます。 (https://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shisei/toshikensetsu/dorokaishu/kyoninka.html)

4	許認可手続きについて	景観法の届出が必要と思われますが、同様に苫小牧市の該当法令のチェックについては協力していただける前提でよろしいでしょうか？	提案内容によって該当法令が異なることも想定されるため、基本的には事業者が確認を行うものとしますが、本市が所管する許認可や届出などについては、担当窓口におつなぎします。 なお、主な関係法令については「苫小牧市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例及び同施行規則に関するガイドライン」を参考にしてください。
5	地盤調査の情報について	土地の地盤について、過去地盤調査を行った情報の共有をいただきたいと思います。 設置方法について、通常の施工が出来るか否か、地面強度の確認（軟弱地盤や岩盤地層等の有無）をしたいと思います。※情報がない場合地盤調査はどのタイミングで誰が行うことになりますか？	過去に市で地盤調査は実施しておりませんが、提案書提出までの期間において事業者負担で調査を実施することは可能ですので、希望があればご相談ください。
6	設備用地の分筆要否、管理範囲について	土地の賃貸について設置エリア確定後分筆測量は必要でしょうか？用地確定を行いエリア全体の管理になるのでしょうか？設置エリアのみの管理になりますでしょうか？	分筆測量を行う必要はございません。また、維持管理については、設置エリアのみ行うこととします。

7	系統接続検討費用について	太陽光発電を既存の高圧及び特別高圧に接続する場合の接続検討の確認や、系統の空きについて確認で発生する費用についてはすべて PPA 事業者による負担と理解でよろしいでしょうか？	ご認識のとおりです。
8	用水路の敷設について	賃貸エリア内の雨水処理について、現地水路跡地のようなものがありました。太陽光発電設置にあたって用水路の新設などはどのように確認し必要不必要を判断すればよいでしょうか？	「宅地造成及び特定盛土等規制法」などの関係法令を遵守したうえで用水路の新設を行うことは可能ですが、設置が必要か否については事業者判断のもと提案を行ってください。
9	設置可能エリア外の土地利用について	特別高圧連系とした場合、賃貸エリア以外に鉄塔がありますが、苫小牧市以外の土地利用についての確認相談は認められますか？認められない場合、敷地内のみでの事業実施が必須という内容でよいでしょうか？	地権者との協議が整い、関係法令を遵守したうえで事業区域に含める場合には問題ございません。 また、地権者との合意が得られない場合は、貸付物件内において事業を実施してください。
10	工事用道路の敷設について	敷地内の高低差がありましたが、建柱や施工する際に作業用の通路敷設は行っても問題ないでしょうか？（切土、盛土についての確認）	「宅地造成及び特定盛土等規制法」など関係法令を遵守したうえで、通路敷設を行うことは問題ございません。
11	電力使用量について	発電量と使用量を正確に付け合わせる必要があるため、各施設の 30 分値使用量をご提供いただくことは可能でしょうか？	希望する施設を指定いただければ、ご提示いたします。

12	PPA供給先施設について	PPA の供給対象となる市有施設は、提案者側で選定することで問題ないでしょうか。問題ない場合、供給施設の現契約の小売電気事業者と提案者側の間に市が仲介いただくことになりますでしょうか？	ご認識のとおり、市が提供する「市有施設使用電力量一覧」に記載の施設の中から、事業者が供給先を検討することとしますが、市とその時の小売電気事業者と事業者間で協議します。
13	PPA供給先施設について	高圧/低圧などの現契約の特定を行う必要があるため、住所や供給地点特定番号について情報提供いただけますでしょうか？	希望する施設を指定いただければ、ご提示いたします。